




# 訴 状


2025年2月14日

東京地方裁判所 立川支部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 富永 由紀子 

同 弁護士 植木 則和 

同 弁護士 佐藤 宙 

同 弁護士 神垣 真歩 

当事者 別紙当事者目録のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価格 金50万円

貼用印紙代金 金5000円

## 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、50万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から、支払い済みまで年3%の割合の金員を支払え
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行判断を求める。

## 請求原因

### 第1 はじめに

本件は、市民や保護者の多くが反対していた公立保育園2園を段階的に廃園とする旨の条例案を、市議会が「慎重な審議が必要」として継続審査としたにもかかわらず、当時の市長が、違法な専決処分によってその制定を強行したことに端を発する事件である。

かかる専決処分によって制定された廃園条例に基づいて、令和5年4月の入所を不許可とされた本訴訟原告が、市を相手取って訴訟を提起し、これに対し東京地方裁判所は、前市長による専決処分は地方自治法179条1項の要件を充たさずに違法であり、本件廃園条例は無効であるとして、原告に対する入所不許可処分を取り消し、慰謝料請求も認容した（東京地方裁判所令和4年（行ウ）第549号。以下「先行行政訴訟」という）。

しかるに小金井市は、この司法による判断を「重く受け止める」として控訴せずに確定させておきながら、原告の1歳になる児童を、同学年でただ一人という異常な保育環境に受け入れたにとどまり、募集再開を期待した他の多くの保護者・市民に対しては、司法により違法無効と断罪された廃園条例がいまだ有効であるとして、門戸を閉ざしたままである。

本訴訟に先んじて、小金井市内の保護者らが、保育所選択権・平等利用権等の侵害を理由として、小金井市に対し損害賠償を求めて提訴したが（貴庁令和6年（ワ）第4388号 損害賠償請求事件）、上記先行行政訴訟の原告も、適切な環境下での保育を受けさせる権利を侵害されていること等を理由に、同様の慰謝料訴訟を提起したものである。

### 第2 当事者

#### 1 原告

原告は、第一子である●●●●（令和●年●月●●日生、以下「第一子」とい

う) 及び第二子である●●●●(令和●年●月●●日生。以下「第二子」という)の母である。第一子・第二子いずれもさくら保育園に在籍しているが、第二子については、入所不許可処分の対象となった子であり、先行行政訴訟による同処分の取り消し後、令和6年5月9日付で、さくら保育園に入所することとなったものである。

## 2 被 告

被告小金井市は、公立（小金井市立）保育園であるさくら保育園およびくりのみ保育園に関して、園児の募集などの保育行政全般を担う立場にある。

## 第3 前提の経過

### 1 前市長による公立保育園の廃園条例の専決処分

(1) 被告（以下、「小金井市」と表記することもある）は、児童福祉法（以下「児福法」という）35条3項の規定に基づき、小金井市立保育園条例（昭和43年4月1日条例第14号）を制定し、同条例をもって、児福法39条が規定する保育所であるさくら保育園、くりのみ保育園を含む5園の公立保育園の名称、位置及び定員を定め、これら5園において児童の保育を実施していた。

(2) 令和3年7月、被告は、令和4年4月から本件2園の段階的募集停止をする「新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）」を策定した。それまで被告においては、公立保育園の民営化について言及することはあっても、廃園の方針が示されたことはなく、被告によるこの突然の方針転換に対しては、当然に小金井市民や保護者から多くの反対の声があがった。

その後被告は、段階的募集停止を1年延伸して令和5年4月から開始する旨修正するなどした新たな方針案を策定し、令和4年1月から2月まで、本件2園の段階的募集停止による廃園を実現するための改正条例案についてパブリックコメントを実施したが、これには過去最多の数の回答が寄せられ、廃園に反対ないし疑問視する声が圧倒的多数であった。

(3) このように、市民・保護者から多くの反対の声があがっていたにもかかわらず、西岡真一郎前小金井市長（以下「前市長」という）は、令和4年9月1日、令和4年度第3階市議会定例会に、本件2園について、令和5年度の0歳児から募集定員を段階的に廃止し、令和10年3月31日の終了をもって廃園とすることを主たる内容とする小金井市立保育園条例の一部を改正する条例案（以下「廃園条例」という）の制定にかかる議案を提出した（甲1）。

本件議案は、所管の厚生文教委員会に付託され、計4回にわたって審議がなされたが、9月27日、参考人を招致すべきであるとして継続審査とすることが決定され、翌28日の本会議でも、当該会期中に採決をせず、継続審査の方針が確認された。

しかるに前市長は、同月29日、市議会が継続審査としたことが、地方自治法179条1項の「議会が議決すべき事件を議決しないとき」に該当するとして、本件廃園条例を専決処分（以下「本件専決処分」という）し、本件廃園条例の制定を強行した（甲2）。

前市長は、10月7日、市議会に対し本件専決処分の承認を求めたが、市議会は同日、本件専決処分を圧倒的多数により不承認とした（同法179条3項）。これを受け、同月8日、前市長は辞職した。

このために急ぎよ行われることとなった小金井市長選挙の結果、廃園撤回を公約とする白井亨市長（以下、単に「現市長」という）が当選した。

## 2 廃園条例を無効とする判決の言い渡しと確定

(1) この渦中である同年12月13日、令和5年4月から、第二子をさくら保育園0歳児クラスに入所させることを希望していた原告が、本件廃園条例の取り消しを求め、先行行政訴訟を提起した。その後、原告に、さくら保育園への入所を不許可とする処分がなされたことから、当該不許可処分の取消しを求める訴えも追加した。

これに対し、裁判所は、令和6年2月22日、本件専決処分が、「議会が議決すべき事件を議決しないとき」の要件を満たさないとして、同処分に基づく本件廃園条例も無効であることを理由に、入所不許可処分の取消しを認めるとともに、本件専決処分に至った前市長の義務違反を認め、原告に対し慰謝料10万円の支払いを認める判決を言い渡した（甲3）。

被告は、本件判決を重く受け止めるとして、控訴をせず、先行行政訴訟判決は確定した。

(2) この判決確定を受け、原告はもちろん、本件2園に入所させたいと考えている保護者や、現に本件2園に子を預けており募集廃止となったことを憂慮していた保護者を含め、多くの市民が、被告による早期の全面的な募集再開をすることを期待した。

ところがこれに対し、被告は、あろうことか、原告との関係でのみ本件廃園条例が無効となったにとどまるとして、原告以外の保護者・市民との関係では、なおも本件廃園条例が有効であり、早期の全面的な募集再開をすることができず、その義務もないとした。そして、原告の子どもただ一人のみを入所をさせ、同学年児は当該児童たった一人だけという異常な保育環境に追いやるとともに、早期の募集再開を求める市民・保護者の声を無視するという違法な対応に出た（違法性については、改めて詳述する）。

かかる対応に対し、市民、保護者からも抗議の声が多く挙がった。さらに、市議会でも早期募集を再開することをもとめるべきであるとの意見が出され、市議から、被告が早期の募集再開をしないことが違法である旨の法律意見書（甲4。人見剛早稲田大学法学学術院教授作成）までも提出される事態に至った。原告も個別に、市側と募集再開等に向けた要請等も行っていたが、被告はその後も上記対応を変えず、原告以外との関係では、本件2園の0歳児（現在の1歳児クラス）の募集を再開しない態度を維持するというあるまじき事態に至っている。

その結果、令和7年4月度の募集にあたり、本件2園の0歳児ないし2歳児クラス（すなわち、令和5年4月度以降の0歳児入園に相当するクラス）の募集定員は設定されていない（甲5）。

## 第4 国家賠償法の要件充足性

### 1 侵害行為

#### (1) 侵害行為① ～本件専決処分

まず、違法な侵害行為の第1としては、本件専決処分である。

すなわち、先行行政訴訟判決も明快に述べるとおり、地方自治法179条1項の専決処分は、議会の意思決定を得られない場合に、例外的に長（小金井市長）に認められている手段に過ぎない。

したがって、同条項の定める「議会において議決すべき事件を議決しないとき」とは、法改正との整合性、災害対応その他の公益的見地から客観的に議決をする緊急性が高い事件につき、何らかの事情により議会がその機能を発揮し得なくなっているために、長にとって議会の議決を得ることが社会通念上不可能ないしこれに準ずる程度に困難と認められるときでなくてはならない。

しかし、本件2園の段階的募集廃止を令和5年4月までに開始しなければならない緊急性が客観的に高かったなどという事情は一切なく、むしろ、令和4年第3回定例会で可決しなければならないという期限は、基本的には前市長の政策的な意思決定の帰結として設定されたものに過ぎない。

また、継続審査とした議会の判断も二元代表制の下での政治的意思決定であり、慎重な審理をしていたというだけで、市議会が故意に議事の進行を遅らせたり、議決を拒否したものでもなく、市議会が機能を発揮し得なくなっていたとする余地もない。

そして、この点も先行行政訴訟判決が述べるとおり、本件専決処分が、上記要件を満たさないことは、先例判決を確認するなどすれば明らかであ

ったのであるから、本件専決処分にあたり、前市長が公務員として通常尽くすべき注意義務の違反があることは明白である。

(2) 侵害行為②～先行行政訴訟判決確定後速やかに募集を再開しない不作為  
ア 先行行政訴訟判決確定後直ちに募集を再開しないことの義務違反ないし違法性

(7) 法律による行政及び保育施設の平等利用権に基づく作為義務

本件2園は地方自治法244条1項の「公の施設」である。同法は、10条2項において、地方公共団体の住民が、「法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利」を有すると定めるとともに、同法244条2・3項は、「公の施設」についてより具体的に平等利用権を定めている。したがって、公の施設である公立保育園の設置条例を、ある住民には無効で、他の住民には有効であることを前提に募集事務を行うとすれば、住民の法的権利である平等利用権に抵触する。

さらに、言うまでも無く、本件廃園条例が無効であるとの判断がされた以上、司法により違法・無効と宣言された条例（言うまでもなく、法律や条例の憲法適合性や適法性の最終的な有権的解釈権は司法にある（憲法81条、裁判所法3条））について、有効であることを前提に行動することは、法律による行政の原則に真っ向から反する。

したがって、被告には、遅くとも、先行行政訴訟判決が確定した後、原告以外との関係でも、直ちに、本件廃園条例が専決処分される前の条例に基づき、本件2園の募集事務を再開し、違法状態を解消すべき義務を負う。

(4) 先行行政訴訟判決の拘束力に基づく作為義務

上述のとおり、本件判決は、本件専決処分が要件を欠く違法なものであることから、その対象とされた本件廃園条例についても無効であることを理由に、

原告に対する入所不許可処分を取り消す判決を言い渡している。

行政訴訟法 33 条に基づく拘束力は、主文を導く理由中の判断にまで生じる。したがって、本件判決の拘束力は、被告が、本件廃園条例が無効であることを行動するよう義務づけるものである。そして、本件廃園条例は、原告のみに適用されるものでなく、第三者に対し一般的に適用されるものである。

また、本件判決は、本件専決処分が要件を欠いて違法であることを理由に、廃園条例が無効であると述べており、原告との関係でのみ適用がないとか、無効であるなどとは一切述べていない。すなわち、本件判決は、本件廃園条例が客観的・一般的に無効である（存在しない）ことを理由に入所不許可処分の取消し判決を出しているのである。

したがって、本件判決による拘束力は、被告をして、本件廃園条例が無効であることを前提として行動すること、より具体的には、改正前条例に基づき、原告を含めた保護者全体について、本件 2 園の全面的募集事務を直ちに再開すべきことについて生じるものである。

#### ウ 被告の作為義務違反ないし拘束力違反

上述の通り、いずれにせよ、被告は、本件廃園条例が無効であるとした本件判決が確定したのち、直ちに、原告以外との保護者との関係でも、本来募集がなされるべきであった、令和 5 年 4 月入所分以降（したがって、その後の令和 6 年 4 月、令和 7 年 4 月分ないしそれ以降分も含む）の、本件 2 園の 0 歳児の募集事務を開始する義務を負う（ただし、現在を基準として過去となる年度分については、遡って募集をする義務となる）。

しかし、被告は、上述のとおり、原告以外との関係では、なおも廃園条例が有効であるなどと述べ、かかる義務の一切を否定し、判決確定から約 10 か月以上が経過する現在も、一切上記募集事務を再開していない。

かかる被告の不作为が、上記作為義務ないし拘束力に違反することは明らか

である。

## 2 原告に対する権利侵害（違法性）

厚生労働省の定める「保育所保育指針」では、「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。」（同指針「1 保育所保育に関する基本原則」「（2）保育の目標」「（ウ）」）を保育所の重要な目標と定めており、これを実現するために異年齢保育を実施することとされている（同指針「3 保育の計画及び評価」「（2）指導計画の作成」「（ウ）」）。

しかし、上述した通り、被告が違法な本件専決処分を強行して本件廃園条例の制定を強行したこと（侵害行為1）、及び、先行行政訴訟確定後も、原告以外との関係で全面的な募集再開を拒んでいること（侵害行為2）により、原告の第二子以外の子（同学年やその下の学年）が、さくら保育園に入園できない状況となっている。

これにより、原告の第二子は、当該学年のクラスにただ一人在籍するという異常な状態での保育を余儀なくされており、同保育園の同年齢（同学年）の園児と交流を持つことが一切できず、同年齢（同学年）の友人を作ることもできず、年少者との異年齢交流の機会をも奪われている。

また第一子についても、令和5年度、令和6年度の本件2園の0歳児募集を再開しないことが原因で、年少児と接する機会が著しく減少し、異年齢保育を通じた貴重な成長の機会を奪われている。

被告が早期の募集再開をしないことにより生じている、上記保育環境が極めて不適切であることは言うまでもなく、原告は、子どもたちを適切な保育環境下において保育させる権利を侵害されている。

## 3 被告の故意・過失

(1) 侵害行為①（本件専決処分）について

「第4」「1」「(1)」において詳述したように、侵害行為①（本件専決処分）が、地方自治法 179 条 1 項の要件を欠くことについて、前市長は容易に認識できたものであり、少なくとも過失が認められることは明らかである。

原告について 10 万円の慰謝料を認めた先行行政訴訟においても、本件専決処分についての前市長の過失は当然認められている。

(2) 侵害行為②（先行行政訴訟確定後速やかに募集を再開しない不作為について）

「第4」「1」「(2)」において詳述したように、本件に適用される各法令の規定や、速やかに募集再開すべきであるとの学者専門家の法律意見書が提出されたにもかかわらず募集を再開しないことについて、少なくとも過失があることは明白である。

4 原告が被った損害（精神的苦痛）

原告は、先行行政訴訟で訴訟をたたかい抜き勝訴したにもかかわらず、被告が違法に早期の全面的募集再開をしないことにより、子どもたちを適切な保育環境下において保育させる権利を侵害されている。同学年にただ一人という異常な環境では、他者との関わりの中で愛情や信頼感、相手を大切にする心を育てること等は困難であることは想像に難くない。同学年の子からの刺激によって大人でも思いつかない色々なアイデアをもらう経験をすることもなく、自分より小さい子が入園してきて、優しく対応することを学ぶ機会もない。そして、常に年上の子らとの関わりのみでは、自分自身の成長と照らして「できること」「できないこと」を理解することすら難しく、「どうして自分だけできないのだろう」と思いばかりを経験することになる。そうした機会の重なりが第二子の成長にとってどのような影響をもたらすことになるのか、原告の不安は日々尽きない状況である。

加えて、このまま募集が再開されなければ、園の児童数も必然的に減少し、運動会や学芸会などの園行事の規模が縮小されたり、場合によっては実施できない状況に追い込まれたりすることは、当然予想されることである。かかる事態は、すでに異常な保育環境におかれている第二子にとってさらなる保育環境の悪化となることはもとより、第一子にとっても、年少の子らと接する機会が著しく減少し、異年齢保育を通じた貴重な成長の機会を奪うことになる。そして、募集を再開しようとしめない被告の対応が今後も続けば、ついには、第二子は、年長に上がった際、さくら保育園でただ一人の園児となる。広い園庭で遊ぶのも、絵本やおもちゃで遊ぶのも、プールや行事に参加するのも、全て一人となったら、もはや、保育所に求められている育ての役割など一切果たせない状態となることは論を待たない。こうした事態が、原告にとって耐えがたい不安となっている。

原告は、このような状態の解消を実現すべく、小金井市長と複数回面談を実施し、繰り返し早期の募集再開を申し入れた。これに対し市は、理由にならない理由を挙げて、早期募集再開を拒み続けている。

原告は、不適切な保育環境にある自身の第二子のためにも、本件2園に入所を希望しながらも募集が再開されないことからライフプランに多大な影響を受けている多くの小金井市民のためにも、廃園条例の撤回を公約に掲げて当選した小金井市長に直接申し入れを行うことで早期の募集再開が実現されることを強く信じてきた。ところが、たたかい抜いて勝ち取った判決の効力によって、募集再開が速やかに実現されるはずという原告の至極当然な強い想いは、上記のような被告の極めて不誠実な対応によって踏みにじられたのである。

以上のような、原告が被った甚大な精神的苦痛を慰謝するための金額は、金50万円を下らない。

## 第5 結語

よって、原告は、被告に対し、国家賠償法1条に基づく慰謝料として、50万円の支払い及び、これに対する本訴状送達の日から支払い済みまでの民事法定利率による遅延損害金の支払いを求める。

以上